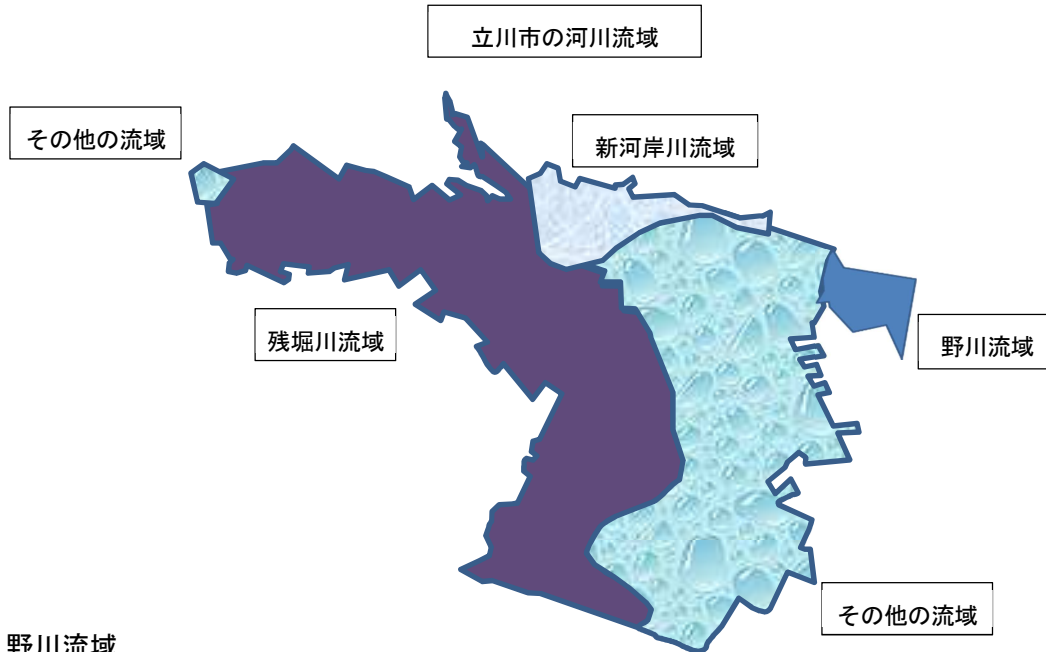


総合治水対策における基準（第12条関係）

目標対策量

- 河川の流域及び事業の規模により目標対策量が異なります。（下図参照）
- 公共事業については対策基準（公共事業）を目標対策量としてください。



野川流域

事業区域	対策基準	対策基準（公共事業）
10,000㎡以上	5㎡/100㎡	5㎡/100㎡
500㎡～10,000㎡未満		
500㎡未満	3㎡/100㎡	

残堀川流域

事業区域	対策基準	対策基準（公共事業）
10,000㎡以上	6㎡/100㎡	6㎡/100㎡
1,000㎡～10,000㎡未満	4㎡/100㎡	4㎡/100㎡
1,000㎡未満	3㎡/100㎡	3㎡/100㎡

新河岸川流域

事業区域	対策基準	対策基準（公共事業）
10000㎡以上	9.5㎡/100㎡	9.5㎡/100㎡
500㎡～10,000㎡未満	5㎡/100㎡	5㎡/100㎡
500㎡未満	基準なし	

その他の流域

事業区域	対策基準	対策基準（公共事業）
10,000㎡以上	5㎡/100㎡	5㎡/100㎡
1,000㎡～10,000㎡未満		
1,000㎡未満	基準なし	